

第4章 施策の展開



1. 寝たきりにさせないまちづくり

1 - 1	体の元気まる作戦
	体の健康づくりに向けた市民の取り組みを総合的にサポート

取り組み方針

(環境変化)

生活習慣病の増加に対応した国民の健康を増進するため、平成 15 年に健康増進法 が施行され、健康増進を進める基準が定められました。これに基づき、本市においても平成 17 年 3 月に「健康あさひ 21 計画」を策定しました。

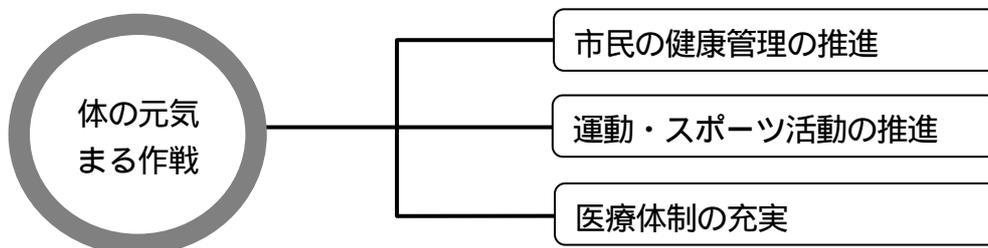
今後は、この計画に基づき市民一人ひとりが自らの健康づくりに取り組むとともに、行政は市民が健康増進へ取り組みやすいように支援していく必要があります。

(施策の方針)

いつまでも体の健康を保ち寝たきりにならないようにするには、市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち自分の健康状態を知ったうえで、自分に合った日ごろの健康づくりに取り組むことが必要です。そのため、市民自身が健康状態を定期的を知ることでできる体制を整えるとともに、個人、家庭、地域のさまざまな関係の中で一人ひとりが体の健康づくりに取り組めるように総合的なサポートを行います。

現在独自に取り組んでいる「元気まる測定」の事業を中心に、健康増進事業、健康相談・保健指導の充実、健康診査事業、生涯スポーツの振興、地域医療体制の充実などを進め、市民一人ひとりの元気な体づくりを促進します。

施策体系



健康増進法 健康の増進の総合的な推進に関し、基本的な事項を定め、国民の栄養改善等の健康増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とした法律。

「健康あさひ 21 計画」 国の「健康日本 21」や県の「健康日本あいち 21 計画」を踏まえ、生活習慣の改善による健康の増進と疾病の予防に重点を置き、尾張旭市が健康を推進していくための具体的な施策を示した計画のこと。

施策内容と主要事業

(1) 市民の健康管理の推進

健康指導

市民が自身の健康状態に適した健康づくりに取り組めるように、市民総元気まる事業などによる健康増進事業の実施や、一人ひとりに適した健康づくりの指導を行う健康相談・保健指導の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
市民総元気まる事業	市民一人ひとりが自己の生活習慣を把握し、生活習慣病を予防するための健康相談や体力測定を実施するとともに、健康づくりの処方せん等を発行します。
健康づくり教室事業	専門スタッフによる適切な健康教室、健康度評価事後教室などを開催します。
健康増進普及事業	健康増進への意識高揚・啓発を図るため、健康づくりの地域リーダーを育成します。
健康相談事業	乳幼児から高齢者まで、各層に合わせた幅広い相談事業を開催します。
保健指導事業	乳幼児から高齢者まで、各層に合わせた幅広い健康指導を行います。

健康診査

市民が自身の健康管理を適切にできるようにするには、自身の健康状態を定期的に把握し、疾病の早期発見・予防に努めることが重要になります。そこで乳幼児から高齢者までの各世代にあった健康診査事業を推進し、その結果を生かした適切な健康管理を指導します。

【主な事業】

事業名	事業概要
国民健康保険被保険者健康診査事業	国民健康保険被保険者の健康の保持・増進を図るための健診費用の自己負担額の一部を助成します。
各種健康診査事業	乳幼児、女性、高齢者など、各層に合わせた幅広い健康診査を行います。
歯科健康診査事業	歯科健診による歯の健康の保持や健診を通じた体の健康の保持及び歯の大切さのPR等を行います。

(2) 運動・スポーツ活動の推進

手軽にできる運動

生活習慣病の予防のためには、日常生活の中で意識的に体を動かすことが大切です。しかし、運動・スポーツに関心を持ちながら実際に活動する回数が少ない市民が多い現状に対応するために、ウォーキングなど一人でも手軽に運動できるような環境整備を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
ウォーキングイベント運営事業	市民の基礎体力向上及びスポーツへの親しみ増進を目指したウォーキングイベントを開催します。
太極拳教室開催事業	太極拳教室の開催を通して勤労者への健康増進や交流の場を提供します。
山辺の散歩道整備事業	森林公園から小幡緑地までの公園・緑地等をルート化し自然と共生した散策道の整備を推進します。
矢田川散歩道整備事業	矢田川河川敷を利用した自然・動植物・水辺と親しめる散策道の整備を推進します。

スポーツ活動

多様な年齢層の市民がスポーツ活動に参加するようになっており、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が自分の能力に応じていつまでもスポーツに親しむことができるようにすることが大切です。そのため、各種スポーツ教室の開催やスポーツ施設・設備の整備などの環境整備を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
スポーツ教室運営事業	市民の基礎体力の向上や活動の機会を提供するため、各種スポーツ教室を開催します。
レクリエーションスポーツ運営事業	誰でも気軽にできるレクリエーションスポーツ体験会の開催及びスポーツを通し、健康づくりを推進します。
身体障害者スポーツレクリエーション振興事業	スポーツレクリエーションを通し、身体障害者の自立を支援します。
知的障害者スポーツレクリエーション振興事業	スポーツレクリエーションを通し、知的障害者の自立を支援します。
市民体育大会運営事業	市民の健康増進と体力の向上を図るための市民体育大会、ゴルフ大会、ジョギング大会等を開催します。
総合型地域スポーツクラブ推進事業	地域住民が学校体育施設等で気軽にスポーツ活動ができるよう団体・組織を育成し、スポーツ活動を推進します。
学校体育施設開放事業	地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点としての学校体育施設の開放を推進します。
スポーツ施設整備・維持管理事業	市民のスポーツ活動の拠点である体育館・グラウンド・テニスコート等の維持・管理及び整備・改修を行います。
体育指導委員事業	体育指導委員が実施する市民スポーツの普及推進及び各種スポーツイベントの企画運営を支援します。
社会体育振興事業	体育協会の実施するスポーツ指導者育成及び少年スポーツ指導等の活動を支援します。
体育協会支援事業	体育協会の実施するスポーツイベントやスポーツ普及推進のための活動を支援します。

(3) 医療体制の充実

市民の命と健康を守るために、地域で適切な治療が受けられるように高度医療体制、救急医療体制、かかりつけ医 制度などの各種医療体制の充実ならびに感染予防対策の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
公立陶生病院組合事業	公立陶生病院の高度医療 の整備を推進し、市民に安心を与える医療サービスを提供します。
救急医療体制充実事業	迅速かつ適正な医療サービスが提供できるよう、救急医療体制の整備・充実を図ります。
かかりつけ医 制度促進事業	市民の身近な地域で、必要に応じて適切な医療提供が受けられるよう、制度の普及・推進を図ります。
歯科在宅訪問診療対策補助制度	歯科医師会の実施する寝たきり高齢者等への訪問歯科診療を支援します。
福祉医療費 支給事業	高齢者・障害者・母子家庭・乳幼児等の医療費を軽減するため、医療費の個人負担分を助成します。
老人保健医療費支給事業	老人保健法に基づき、高齢者の医療費負担を軽減するため、医療等に必要の費用を支給します。
各種予防接種事業	市民への疾病防止を図るための各種予防接種の普及推進を図ります。



エアロバイクで楽しく「元気まる測定」

高度医療 高度な医療技術と医療設備(ICU[集中治療室]、MRI[磁気共鳴断層撮影装置]、CTスキャン[コンピュータ断層撮影]など)を駆使して行う医療のこと。

かかりつけ医 日ごろから信頼して相談や診察をしてもらえる医師のこと。

福祉医療費 老人、乳幼児、障害者、母子家庭等の社会的、経済的に弱い立場にある人の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、医療保険の自己負担分や老人保健法の一部負担金の全部または一部を助成するための費用のこと。

取り組み方針

（環境変化）

近年、我が国においては、「経済的豊かさ」とともに「心の豊かさ」を重視する人が多くなっており、本市においても多くの市民が、生きがいを求めて生涯学習活動に参加しています。

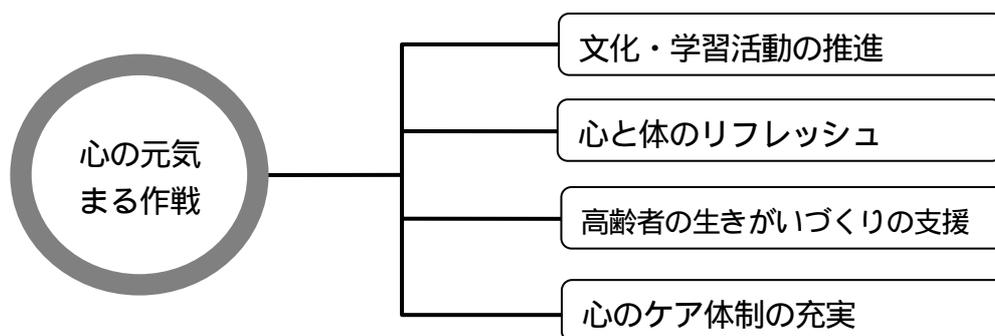
しかし、急激な社会構造の変化や人間関係の希薄化による孤立化が進み、人々はさまざまなストレスを抱えるようになっており、自殺や虐待などの社会問題を引き起こしています。健やかな市民生活を守るためには、心の問題への対応が重要になっています。

（施策の方針）

市民の健康の保持・増進を図るには、ストレスを解消して心の健康を保つことがますます重要になっています。

そのため、市保有の保養施設の活用や農とのふれあいを通じた心身のリフレッシュ機会の提供、生涯学習活動による生きがいづくり、各種相談体制の充実による心のケア体制の確立などを推進します。

施策体系



施策内容と主要事業

（１）文化・学習活動の推進

生涯学習活動

市民が文化・学習活動を通じて精神的にも充実した生活が送れるように、意欲や興味に応じて市民が気楽に参加できる多様な活動プログラムの充実を図ります。そのために、市民ニーズに応じた各種講座や文化事業を開催するとともに、指導者の育成などにより市民の手による講座の自主開催を支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
成人大学・公民館講座等各種講座開催事業	市民の資質向上を図るため、専門知識の習得講座や親子のふれあう機会を通じた講座等を開催します。
公民館まつり等開催事業	自主活動団体に活動状況の発表の場を提供することにより、自主活動の活性化を促進します。
市民講座開催事業	教養や趣味、健康など地域住民やグループの要望に応じたテーマで市民講座を開催します。
生涯学習フェスティバル開催事業	生涯学習への認知度を向上させ、その取り組みのきっかけづくりを促すためのイベントを開催します。
各種勤労者教室等開催事業	勤労者向けの料理教室、フラワーアレンジメント 教室、講演会等を開催し勤労者福祉の向上に努めます。
市民文化祭開催事業	市民文化祭を開催し、市民の芸術文化に対する意識の高揚を図ります。
芸術文化団体等支援事業	芸術文化の振興を図るため、芸術文化に関する団体の自主性を尊重し、活動に必要な支援を行います。
生涯学習教授リスト・団体リスト・案内冊子作成配布事業	講座・セミナーの講師、学習仲間や学習機会を探している市民や団体に対し、専門教授や団体のリストを配布し情報の提供を行います。
視聴覚ライブラリー運営事業	視聴覚機器を活用した学習効果を高めるため、機材・教材を充実させ、市民への活用を推進します。
図書館施設運営・資料提供事業	市民の知識と教養を高めるための情報提供の機能を高めます。

歴史文化の学習

市民が郷土に誇りと愛着を持つことは、健全な地域社会を支えるうえで重要なことです。そこで、市民の郷土に対する愛着心を育むために、伝統芸能活動や歴史講座などの開催を通じ、郷土の歴史文化に対する市民の理解と関心を高める機会を充実します。

【主な事業】

事業名	事業概要
歴史講座開催事業	郷土の歴史や文化遺産に対する意識高揚を図るため、講座等を開催します。
無形民俗文化財保護育成事業	指定無形民俗文化財 の保護及び後継者の育成を図るための保存会への支援・協力を行います。
民具考古資料等収集公開事業	市民から提供された歴史資料等を一般公開するとともに、保護意識の高揚を図ります。
史跡等保存公開事業	市内の史跡や文化資源を保護するとともに、市民への公開を通して史跡保護意識の高揚を図ります。
市指定文化財保存公開事業	市指定の文化財を保護するとともに、市民への公開を通して保護意識の高揚を図ります。

フラワーアレンジメント 生け花のこと。特に、洋風に装飾として飾られる生け花をさすことが多い。
 指定無形民俗文化財 文化財保護法に基づき国、県、市が指定する文化財で、古くから伝わる風俗、習慣、民俗芸能や物件のうち、無形のもの。

(2) 心と体のリフレッシュ

温泉保養

昼神温泉郷に保養センター「尾張あさひ苑」を有しており、保養効果が高いと言われている温泉と周辺の自然環境を活用して、温泉療養コース、森林浴・ウォーキングと温泉との組み合わせコースなど多様な保養プログラムの提供を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
尾張あさひ苑維持管理事業	市民がリフレッシュできるように、保養施設である尾張あさひ苑の施設の整備・維持・管理運営を適正に図ります。
尾張あさひ苑利用料助成事業	市民のだれもが気軽に利用できるように、尾張あさひ苑の利用料を助成します。
温泉活用リフレッシュ教室開催事業	尾張あさひ苑の温泉効果を利用し、市民へのリフレッシュ教室を開催します。

農のある暮らし

農業は、人々に生きがいとやすらぎを与える効果があり、こうした農のある暮らしが楽しめるように、ふれあい農園の整備などによる農業体験機会の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
ひまわり農園運営事業	高齢者の農業体験機会を通じた生きがいづくり創出の場としてのひまわり農園の維持・運営を図ります。
ふれあい農園運営事業	農業体験施設を通じ、生産者との交流促進や農業への関心の高揚を図るとともに、農作業を通じた健康増進を図ります。
農政講座事業	市民に農業の大切さ・楽しさ、食の大切さ等について理解を深めるため、農政講座を開催します。

(3) 高齢者の生きがいづくりの支援

高齢者の生きがいづくりを支援するために、高齢者が家に引きこもることなく積極的に外出するよう社会参加を促します。そのために、高齢者向けの趣味の活動機会やシルバー人材センターによる就労機会を拡大します。

【主な事業】

事業名	事業概要
老人趣味活動支援事業	高齢者が趣味活動を通して生きがいや仲間づくりができるような場所の創出やクラブ活動への支援を行います。
高齢者教室開催事業	高齢者の生きがいづくりのための教養・健康・趣味等幅広い分野にわたる講座を開催します。

事業名	事業概要
シルバー人材センター運営費補助事業	健康で働く意欲のある高齢者の雇用創出と生きがいづくりのため、シルバー人材センターの運営を支援します。
老人いこいの家維持管理事業	高齢者が気軽に趣味活動やレクリエーション活動ができるように維持管理を行います。
シニアクラブ活動事業	高齢者が健康で生きがいを持った生活が送れるように、シニアクラブへの支援を行います。

(4) 心のケア体制の充実

健やかな市民生活を守るためには、さまざまなストレスや家庭の事情によって問題を抱えている市民の悩みの解消をサポートすることが重要になります。そのため、市民相談事業、心配ごと相談事業、精神保健福祉士 による心の健康・病気相談事業などの各種相談事業や介護リフレッシュの集い事業などの充実により心のケア体制の拡充を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
青少年悩みごと相談事業	悩みを抱える青少年やその親、子どもの非行を心配する親等に対し、助言や支援活動を行います。
市民相談事業	市民が抱える悩みや問題を解決するため、各種相談事業を開催します。
心配ごと相談事業	家庭内の問題や日常生活の悩みなどに対し、民生委員を通じた相談活動を推進します。
DV相談事業	DV 被害女性に対し、相談業務を行います。
介護リフレッシュの集い事業	要介護者を介護している家族等に対し、意見交換等の場を提供することにより介護者間の心身のリフレッシュを図ります。



秋の稲刈りが楽しみ 「農政講座」の田植え

精神保健福祉士 精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識や技術をもって、精神障害の医療を受け、又は社会復帰促進施設を利用している精神障害者の相談に応じ、援助を行うことを業とする者をいう。

DV 夫や恋人など密接な関係にあるもので、主に男性から女性の側に対して振られる身体的、精神的暴力のこと。

要介護(者) 身体上または精神上の障害があるために、原則として6か月程度にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のこと(者)。

取り組み方針

(環境変化)

我が国の合計特殊出生率は平成15年に1.30を下回り、予想以上に少子化が進展しています。本市も平成12年の1.44をピークに徐々に減少の傾向にあり、平成15年には1.30となり、子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境整備が求められています。

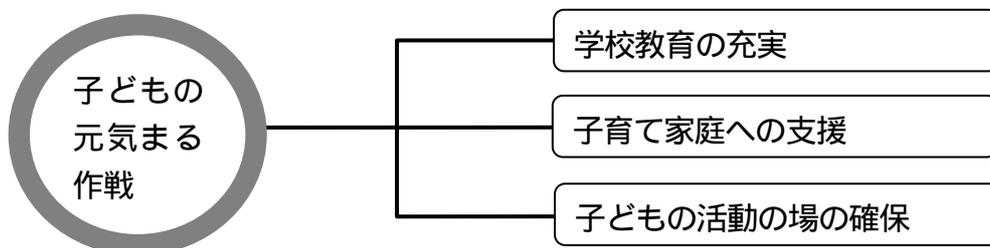
特に核家族化の進展、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、親の子育てに対する負担感が高まっています。その結果、子育て不安を感じる親が増え、子育てしやすい環境をつくるためには、子育てを親だけの問題とせずに地域の問題として考えることが必要となっています。

(施策の方針)

子どもが元気で育つことは、健全な地域社会の維持に不可欠でありだれもが願うことです。また、そうしたことは将来への大人の元気づくりにもつながり、健康都市づくりには欠かせない重要な課題となります。

そのために、地域と行政が一体となった子どもの健やかな成長を育む子育て支援体制を充実し、子育てに対する親の不安を解消するとともに、子どものいる世帯が安心して子育てができ、だれもが住みたくなるまちづくりを実現します。また、次の世代を支える人材を育てる学校教育の充実、青少年の健全な心を育てる環境づくりを進め、地域教育力の向上や心身ともに元気な子どもの育成を推進します。

施策体系



施策内容と主要事業

(1) 学校教育の充実

多様な教育

将来を担う知識や創造力を備えた人材を育成するために、学力の基礎・基本の定着、情報化や国際理解など時代にあった能力や課題を発見して自ら解決する能力を育む教育が期待されています。そのため、こうした能力が確実に身につく教育内容の創造・改善を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
私立高等学校等授業料補助事業	私立高校等の振興を図るため、授業料の補助を行い保護者の経済的負担の軽減を図ります。
個に応じた時間の創出支援事業	教育課程の見直し、指導方法の工夫改善、個別の指導時間の確保等少人数指導を活用した調査研究を行います。
情報化教育環境整備事業	小中学校におけるコンピュータを利用した情報化教育の向上と環境整備の推進を図ります。
中学生海外派遣事業	中学生を海外へ派遣することにより、幅広い視野と国際感覚に優れた次世代の人材育成を図ります。

心豊かな教育

思いやりの心を持ち、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むために、保護者や地域住民との連携や特色のある学校づくりなどを通じて社会体験や自然体験などの多様な体験機会を提供し、心豊かな教育を充実します。

【主な事業】

事業名	事業概要
林間学校推進事業	児童・生徒の社会性及び心身の健全な育成を促進するため、野外活動を通じた林間学校を実施します。
特色ある学校づくり事業	児童・生徒、保護者、地域住民が一体となり、地域特性や創意工夫を生かした学習活動を推進します。
児童生徒健全育成事業	生徒指導や街頭補導の実施、親子奉仕活動や地域団体との交流事業を通じ、健全な青少年の育成を図ります。
適応指導教室運営事業	不登校の児童・生徒に対し、つくしんぼ学級を充実し支援します。
いじめ・不登校対策推進事業	心理カウンセラー、心の教室相談員による相談活動を通じ、児童・生徒への支援活動を行います。
心の居場所づくり開設事業	保護者を対象に、いじめ・不登校等に関する諸問題に対して専門医師等によるカウンセリングを行います。
放課後児童健全育成事業	放課後児童の健全育成及び保護者の就労支援のため、学童クラブへ支援を行うとともに児童クラブの運営を行います。

学童クラブ 市より委託を受け、昼間、保護者のいない小学校低学年児童を、借家等を活用し、放課後児童の育成、指導に対応するサービスを提供するもの。

児童クラブ 昼間、保護者のいない小学校低学年児童を、児童館を活用し、放課後児童の育成、指導に対応するサービスを提供するもの。

健康教育

健康な体力を備えた健やかな子どもを育てるために、学校における児童・生徒の健康管理、体育・部活動、学校給食などを通じて、子どもの健康増進と体力向上を図る取り組みを進め、安全で快適な教育環境の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童・生徒健康安全事業	児童・生徒に対する健康管理の維持と健康増進を図るため、各種健康診査を実施します。
学校体育・部活動推進事業	小中学校における部活動等の外部講師の派遣を推進します。
新給食センター建設検討事業	既存の給食センターの老朽化に伴い、新給食センターの整備を検討します。
学校給食共同調理場運営事業	児童・生徒の安全・安心でおいしい給食を供給するため給食調理場の管理運営を図ります。
学校保健会委託事業	児童・生徒の保健優良者表彰等、小中学校における保健活動の充実を推進します。

(2) 子育て家庭への支援

子育て支援

親が子育てを楽しく感じるようにするためには、仕事や社会的活動と子育てが両立できる条件を整備することが必要です。そのため、保育サービスの充実と施設整備を進め、親の状態に合わせて就学前の子どもを安心して就園させることができる体制を整備します。また、ファミリーサポートセンターなど地域の協力に基づく育児支援サービスの提供を行い、子育て不安を解消し、安心して子どもを預けることができる環境を整備します。

【主な事業】

事業名	事業概要
幼稚園就園支援事業	私立幼稚園通園者への支援を図ることにより、保護者の経済的負担の軽減に努め幼稚園教育の普及・促進を図ります。
保育園運営事業	園児への安全で快適な保育環境が保たれるよう、保育園施設の新築や改修、維持・管理を行います。
民間保育園支援・幼稚園運営支援事業	待機児童の解消や保育ニーズに合ったサービスが提供できるよう、民間保育園への支援や私立幼稚園等への支援を行います。
園児の健康管理事業	園児に対する健康管理の維持と健康増進を図るため、各種健康診査を行います。

事業名	事業概要
保育サービス事業	平常保育、長時間保育、延長保育など、保護者ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
保育園給食提供事業	正しい食育の普及を通じて、好き嫌いのない元気な園児の育成をするため、保育園での給食の提供を行います。
児童手当支給事業	小学校3年生までの児童を養育している保護者に対し手当を支給し、児童の健全な育成を図ります。
子育て支援センター事業	未就学児の保護者に対する相談、子育て講座の開催、情報誌「すくすく」の発行等相談・情報交換の場を提供します。
ファミリーサポートセンター推進事業	育児援助をしたい人、してもらいたい人の相互援助活動により、地域主体の子育てと保護者の子育て負担の軽減を図ります。
子育て支援短期利用事業	一時的に養育が困難になった保護者に対し、育児支援を行います。
福祉医療費支給(子育て支援)事業	乳幼児、妊産婦、母子家庭等の子及び保護者の医療費を軽減するため、医療費の個人負担分を助成します。
母子家庭等各種手当支給事業	母子家庭等の保護者に対して各種手当を支給します。

親子交流

子育てが楽しく感じ自信が持てるようにするために、親同士の交流や親と子どもの交流機会を充実させ、子育てに必要な情報の交換などにより子育て不安の解消を図り、健やかな親子関係を築くことができるように支援し、子育ての充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
のびのび広場開催事業	乳幼児期の子を持つ親への子育て不安の解消や仲間づくりの場の提供を通じ、子育て支援を推進します。
家庭教育学級開催事業	小中学生を持つ親等で組織する家庭教育学級の学習活動に対し支援を行います。
ブックスタート事業	乳幼児と保護者の本を介したふれあいの場をつくることを支援します。
親子ふれあい教室	親と子が体験活動を通して親子のふれあいや家庭教育の大切さを認識するために開催します。
子育て支援情報誌発行事業	子育て不安の解消や子育ての向上を図るため、子育て情報誌を発行します。

平常保育 尾張旭市立保育所管理規則に規定された保育時間(1日8時間)のうち、家庭の状況を考慮して、午前8時から午後4時までを保育時間として実施している保育。

長時間保育 入園している児童の保護者の労働時間等を考慮し、尾張旭市立保育所管理規則に規定された保育時間(1日8時間)を延長し、尾張旭市長時間保育実施要綱で保育時間を規定し実施している保育。

延長保育 長時間保育の規定時間をさらに延長して実施している保育。

ブックスタート 本(絵本)を通じて赤ちゃんが保護者が楽しいひとときを分かち合うことを応援する運動のことで、尾張旭市では、乳幼児健診時に赤ちゃんが保護者に絵本をプレゼントし、趣旨の理解を深めるためにボランティアが絵本による語りかけの実践を行っている。

(3) 子どもの活動の場の確保

社会全体で心豊かでたくましい子どもを育成するため、安全管理・活動指導員の配置、地域教育環境の整備など地域の大人の教育力を結集して、放課後や週末においてスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
児童館事業	市内9児童館の施設管理・運営。子どもの健全な遊び場や子育て支援に対する相談を受ける場を提供します。
子ども会活動事業	子ども会への支援を図ることにより、活動の活性化を促進します。
ジュニアリーダーズクラブ活動事業	ジュニアリーダーズクラブへの支援を図ることにより、活動の活性化を促進します。
いきいきスクール開催事業	学校・地域・家庭が連携した、休日の子どもの居場所づくりを支援します。
市地域活動連絡協議会事業	地域で、子どもを健全に育めるよう、市地域活動連絡協議会の活動を支援します。
青少年健全育成推進・啓発事業	青少年の健全育成活動を行う市民団体に、非行防止パトロール、意識向上キャンペーンなどの事業を委託し、青少年の健全育成を促進します。



「こどもまつり」でナイスシュート

2. 外に出かけたくなるまちづくり

2 - 1

みんなのぬくもりいっぱい作戦

支援が必要な人が安心して生活できる基盤づくりの推進と参加・協働による福祉体制の確立

取り組み方針

(環境変化)

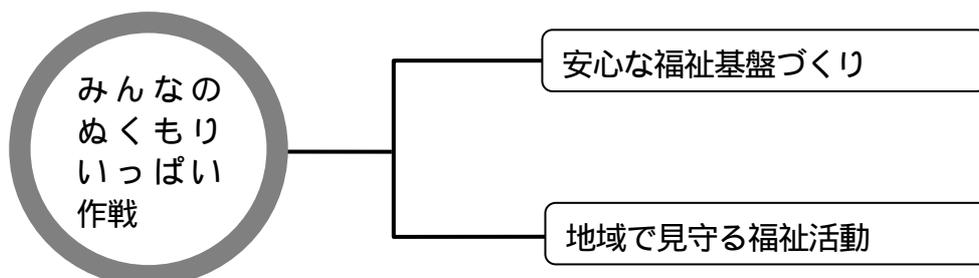
本市では平成 25 年には、5 人に一人が 65 歳以上の高齢者となることを見込まれており、高齢者を支える仕組みづくりが求められています。また、高齢化の進展に合わせて障害者数も増加傾向にあり、高齢者、障害者が生きがいを持って暮らせるようになるためには、それぞれが地域の中で自立した生活が送れるようになることが必要です。しかし、地域での福祉活動に参加している市民は少なく、今後は地域福祉活動の活性化が課題となっています。

(施策の方針)

高齢者に限らず、心身ともに元気な生活を送るためには、いざという時に誰かが助けてくれるという安心感が必要です。これまでは、支援が必要な人には行政が手を差しのべるものと考えられていましたが、これからは、行政だけではなく地域のみんなで支えることにより、支えられる人も支える人も共に元気になる地域社会を形成することが大切となります。

高齢者や障害者は、それぞれによって状態が異なることから、多様なニーズに合わせて高齢者福祉、障害者福祉をさらに充実し、高齢者・障害者が安心して暮らせる基盤の強化を進めます。さらに、住民参加型の地域福祉活動を推進し、さまざまな年代層の市民が地域福祉活動に参加し、子どもから高齢者までのすべての市民を地域で見守る仕組みづくりを推進します。

施策体系



施策内容と主要事業

(1) 安心な福祉基盤づくり

高齢者福祉

高齢者がいつまでも安心して快適な生活が送れるよう健康・生きがい対策を推進し、高齢者の状態に応じた適切な介護福祉サービスが提供できるよう介護予防・生活支援サービスなどの充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
自立高齢者デイサービス・ヘルパー派遣事業	ひとり暮らし高齢者等の家への引きこもり防止や、自立支援のためのサービスを提供します。
在宅老人ショートステイ事業	援護が必要な高齢者の介護者に代わり、対象者を一時的に養護する必要がある場合等に短期間入所施設への入所を支援します。
在宅高齢者理髪サービス事業	在宅で要介護度3以上のねたきり及び65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に理髪サービスを行います。
在宅高齢者寝具クリーニングサービス事業	在宅で要介護度3以上のねたきり及び65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に寝具のクリーニングサービスの支援を行います。
在宅高齢者軽作業支援サービス	高齢者世帯等で地震等災害へ備えるための作業ができない家庭へ予防作業を支援します。
ねたきり老人等紙おむつ給付事業	在宅で要介護度3以上のねたきり及び認知症の人を介護している家族に対し紙おむつを支給します。
はいかい高齢者家族支援事業	はいかい高齢者を持つ家庭に対し、位置検索用端末機購入費の助成を行います。
高齢者タクシー基本料金助成事業	80歳以上の高齢者がタクシーを利用する場合に料金の一部を助成します。
シルバー人材センター運営費補助事業	健康で働く意欲のある高齢者の雇用創出と生きがいづくりのため、シルバー人材センターの運営を支援します。
移送サービス利用助成事業	ねたきり・障害等で公共交通機関を利用することが困難な人へ、リフトタクシー利用等にかかる料金を助成します。 (身体障害者手帳体幹機能障害(上肢除く)1・2級・要介護4・5)
あんしん電話使用料助成事業	ひとり暮らしの高齢者へ、緊急連絡電話の設置や使用料を補助します。
地域デイサービス支援事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくりのためのデイサービス等を実施しているボランティア団体への支援を行います。
高齢者給食サービス事業	ひとり暮らし高齢者の健康維持のため、定期的な給食サービスを行います。
在宅福祉サービス事業	要介護者への助成・給付・貸与等の各種サービスを実施するとともに、要介護者減少への支援を行います。
福祉給付金助成事業	老人保健医療対象者のうち、一定の条件に該当する高齢者を対象として、医療費の一部負担金を助成します。

障害者福祉

身体、知的、精神等の障害のある市民が安心して自立した生活が送れるようになるため、在宅福祉サービスや施設福祉サービス支援などの障害者福祉サービスを充実します。

【主な事業】

事業名	事業概要
障害者在宅サービス事業	ホームヘルプサービスやデイサービス事業等の提供により、障害者の健康保持と自立支援、家族の介護負担の軽減を図ります。
障害者施設サービス事業	施設サービスの提供により、機能回復や職業訓練指導等を行い、障害者の自立と社会復帰を促進します。
障害者福祉給付事業	各種手当、日常生活用具の給付、タクシー料金助成、住宅施設整備支援等の生活支援を行います。
福祉医療費(障害者)支給事業	障害者が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を支給します。

(2) 地域で見守る福祉活動

すべての市民が人としての尊厳を保ち、地域の中で自立した生活を送ることができ、地域社会を実現するには、思いやりや助け合いの心によってみんなで支え合う地域を形成することが必要です。そのために、地域福祉に対する市民の意識を醸成する活動を進めるとともに、各組織の活動を活発にし、組織間の連携強化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域福祉活動推進事業	地域福祉の中心的な役割を果たす社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域福祉活動に参加する住民を支援します。
障害者団体育成支援事業	福祉の向上と障害者団体の育成を図るため、障害者団体活動を支援します。
更生保護活動推進事業	更生保護活動の推進を図るため、瀬戸保護区保護司会、瀬戸保護区保護司会尾張旭市部会や更生保護女性会を支援します。
民生委員児童委員活動支援事業	民生委員児童委員の実施する日常活動や研修事業に対して支援します。

取り組み方針

(環境変化)

年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが普通の生活を送ることができるノーマライゼーションの社会を構築することが求められています。我が国では、これまでハートビル法、交通バリアフリー法等により、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など建築物や公共施設、公共交通機関のバリアフリー化が進められてきました。

本市においても、県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、歩道や公共施設のバリアフリー化を進めてきました。今後は、すべての人にとって使いやすいデザインを重視するというユニバーサルデザインの考え方のもとで、地域の環境を改善することが求められています。

また、本市では、名鉄瀬戸線が市中央部を東西に走り、あわせて名鉄バス、名古屋市営バスなどのバス交通が基幹的な公共交通機関の役割を果たしています。しかし、既存の公共交通だけでは不便な地域もあるため、市独自の公共交通の試験運行を行っており、今後本格運行に向けた検討が期待されています。

(施策の方針)

さまざまな活動に参加して人々とふれあう喜びが感じられること、買物など生活に必要なことを自分一人で行うことなど、すべての市民がこうした普通の日常生活を送ることができるためには、高齢者も障害者も、誰でも自分の意思で自由に外出できる環境整備が必要です。

これまで歩道の段差解消や公共施設でのエレベーターの設置など、個別箇所のバリアフリー化を進めてきましたが、さらに外出しやすい環境づくりを進めるために、バリアフリー化された歩道のネットワーク化を進めます。また、車を運転しない市民にとって重要な移動手段となる公共交通の充実を図るために、便利で使いやすい公共交通の体系を目指します。

ノーマライゼーション 社会において、高齢者、身体障害者、知的障害者等を特別な存在として見るのではなく、健常者とともに普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方のこと。

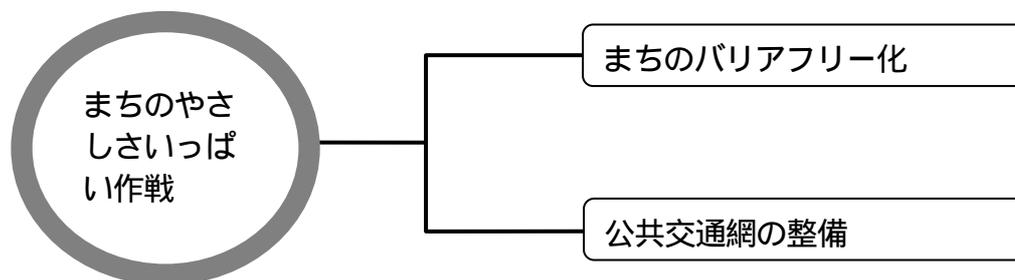
ハートビル法 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、平成6年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称。

交通バリアフリー法 高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活ができるように公共交通機関の旅客施設や車両等の構造を改善したり、道路や駅前広場を改善することにより、高齢者、身体障害者等の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的として平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。

バリアフリー（化） 高齢者や障害者などに対して、生活していくうえでのバリアー（障壁、障害、不便）を取り除くこと。

ユニバーサルデザイン 空間づくりや商品のデザインなどに関し、だれもが利用しやすいデザインを初めから取り入れて考えること。

施策体系



施策内容と主要事業

(1) まちのバリアフリー化

多様な人々に配慮したユニバーサルデザインを念頭におき、道路の段差や広い歩道空間の整備を進めることにより、交通事故の危険性を回避し、年齢や障害の有無にかかわらず安全に移動できる道路環境を整備します。

【主な事業】

事業名	事業概要
歩道のバリアフリー推進事業	だれもが市内を安全・安心に通行できるよう、交差点部における歩道と車道の段差の解消を図ります。
あんしん歩行エリア整備事業	印場・瑞鳳地区内の交通安全環境向上のため、歩道や交通安全施設の整備を図ります。
人にやさしい街づくり事業	高齢者や障害者等が市内を安全で安心に移動できるよう、計画的に市内すべての公共施設や歩道等の改修を進めます。
生活道路改良・補修事業	道路の機能や利便性を高めるため、側溝改修や舗装の補修を行います。

(2) 公共交通網の整備

高齢者をはじめとする車を利用しない市民の生活の利便性の向上と積極的な社会参加を促すために、現在実施している公共交通の試験運行の利用状況を見極め、そのあり方を検討します。また、名鉄瀬戸線、既存路線バスを含めた利便性の高い公共交通体系を目指します。

【主な事業】

事業名	事業概要
公共交通網整備事業	既存の公共交通とともに、市が実施する新たな公共交通の試行により総合的な交通網のあり方を検討します。
駅前広場整備事業	駅利用者の安全や利便性を高めるため、未整備の駅前広場の整備に努めます。
自転車駐車場維持管理事業	市内の名鉄瀬戸線4駅及びバス停周辺に整備された自転車駐車場の円滑な管理・運営を図ります。

取り組み方針

（環境変化）

ボランティアやNPO に対する関心が高まり、社会的活動に参加する人が増えています。NPO法人特定非営利活動促進法（平成10年）の施行以来、全国的にNPO法人の設立が相次ぎ、ボランティア活動やNPOが社会的な影響力を持つようになっていきます。

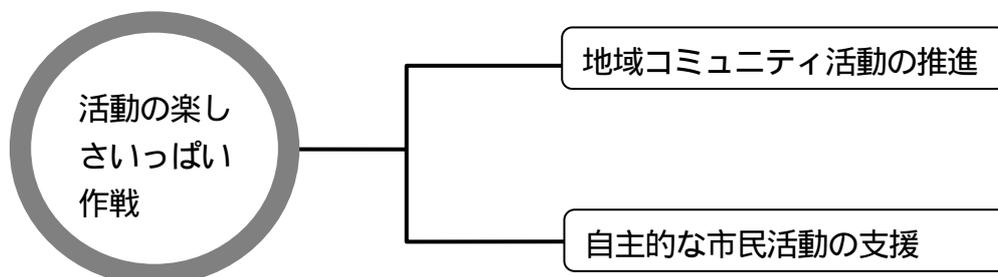
本市においては、現状では福祉のボランティア活動が中心で、地域住民の自治会への加入率も低下傾向にあり、子どもから高齢者までが幅広く参加できる地域活動の活性化が必要となってきました。

（施策の方針）

市民がさまざまな社会的活動に参加することは、自らの力で地域の環境を良くしていこうという機運を高めるとともに、地域の活力を高めることにつながります。多くの市民が意欲的に活動するようになるためには、参加したくなるような多様で魅力的な活動が活発に展開されることが必要であり、また本市ならではのイベントの創造や地域独自のふるさとづくりへの取り組みが必要です。

そこで、地域でのコミュニティ活動、テーマ別のボランティア活動など、それぞれのレベルで自主的な活動が活発に展開されるように支援するとともに、こうした活動が広く市民に理解されるよう情報提供に努めます。

施策体系



NPO Nonprofit Organization または Not-for-profit Organization の略。日本では主に「民間非営利組織(団体)」と訳されている。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。

コミュニティ活動 「コミュニティ」とは一定の地区に居住し、共属感情を持つ人々の集団や地域社会、共同体のこと。ここでいう「コミュニティ活動」は、町内会や自治会活動などのほか、ボランティア・NPO活動を含む。

施策内容と主要事業

(1) 地域コミュニティ活動の推進

健全で住みやすいまちの形成には、地域福祉、生涯学習、防災、防犯、環境保全などの面で、地域の自主的な取り組みがますます重要になります。期待される役割を担うことができる地域を形成するために、自治会活動の活性化を支援するとともに活動の拠点となる集会所等のコミュニティ施設の維持・管理を支援します。また、イベントを通じたふれあいを推進し、観光・レクリエーション資源の充実を図り、市民主体のふるさとづくりへの支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業概要
地域コミュニティ活性化事業	市民の誰もが自治会に加入し、活発な地区活動が実践できるよう、自治会組織を支援します。
地域集会所整備・管理事業	コミュニティ活動の拠点施設の一つである、地域集会所の適正な管理運営が図られるよう支援します。
ふれあい会館管理運営事業	市民の身近な福祉増進、文化向上を図るため、市内7箇所のふれあい会館の安全・適正な管理に努めます。
ふれあい夏まつり支援事業	イベントを通じた市民相互の親睦を深めるため、ふれあい夏まつりを支援します。
農業まつり共催事業	農業まつり開催における農産物品評会の褒章事業への支援を行います。
市民祭開催事業	市民相互の交流と親睦を図るため、市民祭を開催します。
さくらまつり開催事業	市民のふれあいと憩いの場を創出するため、さくらまつりを開催します。
農業まつり支援事業	農業の振興と市民相互の親睦を図るため、農業まつりを開催します。
地域商業活性化事業	商店街の活性化を図るため、講習会、講演会、研修会等を開催します。
市観光促進事業	市の観光促進を図るため、市観光協会の活動を支援します。
消費生活講座開催事業	消費者へ消費生活に関する基礎知識を普及するため、消費生活講座を開催します。
消費生活改善推進事業	市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する調査、啓発等を行います。
消費生活相談事業	市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費トラブルやクレームに対する相談活動を行います。

(2) 自主的な市民活動の支援

市民の価値観が多様化する中で、住みよい地域社会を形成するためには、お互いの価値観を尊重し合いながら、それぞれの得意分野で活動し地域に貢献するとともに、それぞれの異なる立場の特徴を生かしてお互いに協力しながら地域を支えあうことが大切です。そのためには、地域活動やボランティア活動などの市民の自主的な活動が活発になるように支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要
自主活動団体育成援助事業	公民館を活動拠点として生涯学習活動を実施している自主活動団体へ、場の提供等の支援を行います。
健康ボランティア育成事業	健康づくりに関するボランティアを育成し、健康づくり事業の普及推進を図ります。
消防活動団体支援事業	消防団、婦人消防クラブ、少年消防クラブなどの活動を支援します。
お話しボランティア育成事業	読み聞かせ事業の充実を図るため、お話しボランティアの育成を図ります。
健康づくり推進員による健康増進普及事業	健康増進への意識高揚・啓発を図るため、健康づくりの地域リーダー育成に努めます。
スポットガーデン整備事業	地域の環境美化を目的としたスポットガーデンを整備し、市民参加による自然環境保全運動を推進します。
学校評議員事業	地域住民の学校運営に参加する仕組みとして、地域と学校が一体となった教育の推進を図ります。
総合型地域スポーツクラブ推進事業	地域住民が学校体育施設等で気軽にスポーツ活動ができるよう団体・組織を育成し、スポーツ活動を推進します。



「市民祭」の小学校トランペット鼓隊 「春は城山～」

3. 住み続けたくなるまちづくり

3-1

住環境の魅力たっぷり作戦

市民が快適に暮らせるまちづくり

取り組み方針

(環境変化)

本市は、市街化区域の50%以上が土地区画整理事業により整備され、良好な住環境が広がっています。また、北部には3.62km²と広大な面積を有する愛知県森林公園をはじめとして、樹林地や公園、ため池、河川などの緑地帯が広がり、身近で豊かな自然環境に触れることができます。

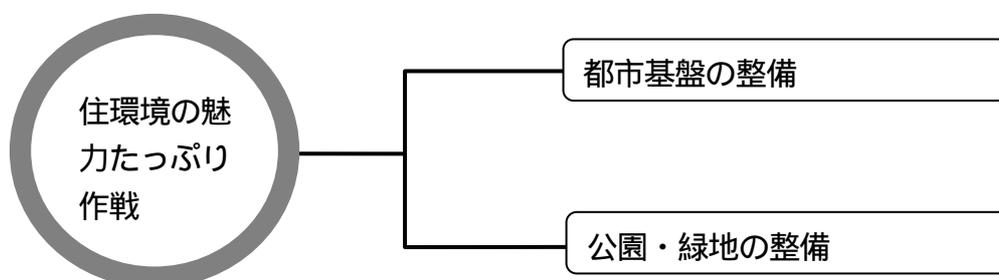
多くの市民が、秩序ある街並みや、やすらぎのある空間が形成されていると感じていますが、未整備地区もあり、引き続き市街地整備に努める必要があります。今後こうした良好な都市環境を維持しながら、さらに緑の保全・創出・育成など魅力のある環境づくりを進めることが期待されています。

(施策の方針)

本市の都市環境を健康都市にふさわしい魅力的な環境にするためには、本市の特色である良好な住宅環境をさらに魅力のあるものにすることが効果的です。

本市の住宅環境の特色は、土地区画整理事業等による都市施設が整った住宅地と森林公園、ため池など自然環境に恵まれている点にあります。今後は、この特色をさらに生かすために、都市基盤整備の推進、公園・緑地の充実を進めるとともに、多様な世代の人が居住できる、人にやさしいまちづくりを促進します。

施策体系



施策内容と主要事業

(1) 都市基盤の整備

広がる健康の道

活発で円滑な都市活動を支えるために、人、歩行者、自転車、自動車が安全に、快適に移動ができるように幹線道路 や生活道路 を体系的に整備し、それぞれの道路の持つ機能の向上を図り、円滑な自動車交通の実現と楽しみながら市内をゆっくり歩ける歩行環境の整備を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
シンボルロード整備事業	良好な都市景観と安全な通行空間の確保を図るため、尾張旭駅前線から平子線に至る巡検道線の電線類の埋設化を推進します。
駅前広場整備事業	駅利用者の安全や利便性を高めるため、未整備の駅前広場の整備に努めます。
幹線道路整備事業	車両や歩行者が安全かつ快適に道路利用が図れるように、幹線道路の整備を推進します。
生活道路改良・補修事業	道路の機能や利便性を高めるため、生活道路の側溝改修や舗装の改修を進めます。

良好な住空間

市民が健康で快適に生活できるように、土地区画整理事業や地区計画 により計画的な土地利用と市街地整備を推進するとともに、都市景観基本計画に基づき本市の特徴を生かした都市景観の向上を図り、ゆとりとうるおいのある住環境の実現を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
土地区画整理事業	市民に良好な住宅地を供給するため、印場、旭前城前、北原山地区の土地区画整理事業を推進します。
宅地開発等指導事業	良好な生活環境の保全、秩序ある街並みとやすらぎある空間を形成するため、適正な住宅開発等の指導を行います。
都市景観啓発事業	市民に季節感や心のやすらぎを提供するため、駅前広場の景観をイルミネーション で演出します。
上水道整備事業	安全で安定した水を供給するため、上水道施設の整備を図ります。
下水道整備事業	快適で衛生的な生活環境の実現及び河川や海等の水質を保全するため、公共下水道の整備を図ります。

幹線道路 国道や県道のような全国的な道路網を構成する道路や地方の主要地を連絡する道路のこと。

生活道路 住民が幹線道路、駅、学校その他公共施設などに移動する際に利用する日常生活上密接な関わりをもつ市町村道レベルの道路のこと。

地区計画 良好な市街地の保全、形成を図るため、地区の特性を生かして、道路、公園などの地区施設や建築物の用途、意匠、敷地などについて総合的な計画を定め、建築行為や開発行為を規制、誘導する制度。

イルミネーション 電球、発光ダイオードなどにより淡い光の光源を集め、風景、人物などをかたどり、夜間における風景などを作り出す装飾のこと。電飾。

(2) 公園・緑地の整備

心身の健康を維持するためには、身近な自然環境とふれあうことが大切です。都市化とともに市内の自然環境は減少していることから、残された緑豊かな自然環境を保全するとともに、計画的に都市公園、水辺空間、散策路などを整備し、新たに憩いの空間を提供し、まちの魅力を高めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
新池公園整備事業	自然環境の保全、防災機能の確保や市民の健康づくりの拠点の一つとして新池公園の整備を推進します。
城山公園整備事業	市のシンボル公園である城山総合公園の施設の充実を図るため、園路等の整備を推進します。
維摩池維持管理事業	市民にうるおいを与えている維摩池の維持管理を行い、水辺環境を保全します。
公園維持管理事業	市民にやすらぎと健康増進を提供するため、市内の都市公園等の施設の維持管理を行います。
大森池地区環境整備事業	農業用水利施設の大森池を市民が身近な水辺空間として活用できるように、周辺の整備を図ります。
農業振興地域整備促進事業	農業振興地域の指定を通し、市内の農業用地の確保及び農業後継者の育成等を図ります。



桜色に染まる「城山公園」のスカイワード

総合公園 市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当り面積10～50haを標準として配置する。

農業振興地域 農業の近代化、公共投資の計画的推進など、農業の振興を図ることを目的に、「農業振興地域整備法」で定められた地域。

取り組み方針

（環境変化）

本市は、平成 15 年 12 月に「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定され、東海地震と東南海・南海地震の同時発生の可能性もあるといわれていることから、地域の防災対策を強化する必要があります。

また、近年、犯罪発生件数は増加傾向で、本市に警察署が無いこともあり、防犯対策に対する市民の要望が強まっています。さらに人口一人当たりの交通事故発生件数も増加しており、安全に対する不安は高まっています。

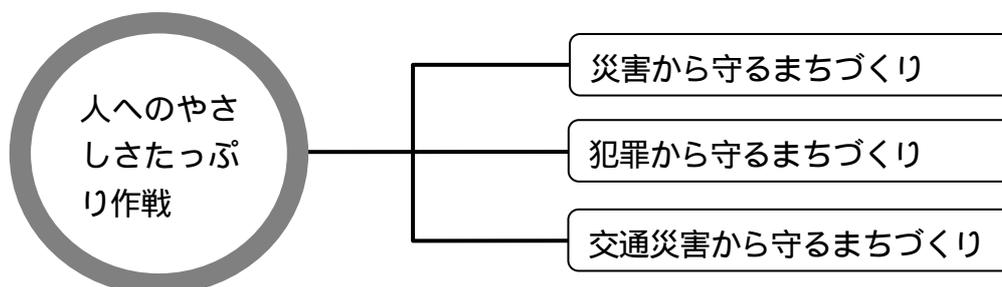
本市を住み続けたいくなるまちにするためには、安全・安心なまちづくりに取り組むことが重要となっています。

（施策の方針）

優れた住環境を有していても、災害、犯罪、交通災害などの危険性が高ければ安心して住み続けることはできません。災害等の危険から市民を守り、住み続けたいくなるまちとするためには、災害等の危険が発生しにくい都市にするとともに、仮に発生したとしても迅速に対応ができる体制を整え、訓練を継続する必要があります。

そのため、防災対策、防犯対策、交通安全対策の一層の充実を図ります。また、一人ひとりの危険に対する意識を高めるとともに、地域単位で危険を回避するための取り組みを推進し、災害時要援護者に対する地域ぐるみの支援体制や地域防犯力を強化していきます。

施策体系



施策内容と主要事業

（１）災害から守るまちづくり

健康で快適な生活を維持するためには、火災、風水害や地震などの災害から市民の生命・財産を守ることが重要です。そのため、都市施設の耐震性の強化、住宅の

安全性の強化、災害情報システムの充実などの消防・防災体制の強化を図るとともに、市民の防災意識を高め市民と地域や行政が一体となって災害に強い安全なまちづくりを推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
地震動・液状化調査等事業	地震発生時における地震動や液状化の予測調査・被害状況調査を実施し、あわせて防災ハザードマップを作成し市民への防災意識の普及を図ります。
民間木造住宅耐震診断事業・民間木造住宅耐震改修費補助事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造軸組構法の民間住宅の耐震診断を実施します。市が耐震診断した住宅で総合判定が0.7未満となった住宅を1.0以上に耐震改修する工事に対し改修費を補助します。
公共施設耐震診断・補強計画調査	昭和56年5月31日以前に建築された公共施設の耐震診断を実施するとともに、その結果に基づく補強計画の作成に努めます。
橋梁耐震事業	災害時の避難路確保のため橋梁の耐震診断を実施するとともに、耐震補強等の工事を推進します。
郷倉川河川改修事業	流域の浸水被害をなくし、大雨時でも安心して生活できるように、郷倉川の改修を計画的に行います。
防災情報システム整備事業	災害時における市民への防災情報を円滑に実施するため、携帯電話等を使用した情報伝達システムの構築を推進します。
防災行政無線維持管理事業	災害時に円滑な情報伝達が可能となるよう、防災行政無線(固定系・移動系)の確実な維持管理を図ります。
市総合防災訓練事業	災害時における市・防災関係機関と地域住民との連携強化を図るため、総合的な訓練を行います。
避難所生活体験訓練	防災訓練の一環として、市民参加型の避難所体験訓練を行います。
備蓄物資整備・管理事業	災害時における市民への食料等生活必需品の確保を図るため、防災物資の備蓄及び管理を行います。
自主防災組織 育成運営支援事業	連合自治会単位の地域コミュニティでの防災活動を推進するため、自主防災組織の活動を支援します。
防災アドバイザー事業	防災専門家からの適切な防災アドバイスにより、防災対策の効率的な推進を図ります。
普通救命講習 普及事業	救命率の向上を図るため、市民等を対象に普通救命講習会を開催します。
消防ひろば開催事業	市民の火災予防に関する知識習得、防災意識の高揚を図るため、消防ひろばを開催します。
火災予防普及啓発事業	防火ポスター等を通じた火災予防をPRすることにより、火災予防を推進します。

ハザードマップ 自然災害による災害の程度や危険度を予測し、地図化したもの。

自主防災組織 地震やその他の災害から生命、財産などを守るため、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や連帯感に基づき、地域の防災活動を行うための自主的な組織のこと。

普通救命講習 突然ケガや病気で倒れた人に対して行う応急手当の方法を習得することを目的とし、応急手当のうち、特に生命を救うために最低限必要な心肺蘇生法と止血法を学ぶ講習。

(2) 犯罪から守るまちづくり

犯罪から子どもや市民を守り、安心して暮らせる地域社会を実現するために、防犯施設の整備充実を図り、犯罪に遭わないように自衛や未然防止の意識を高めるとともに、市民と関係機関が連携した地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
防犯啓発事業	犯罪から市民を守り、また市民自身が犯罪の未然防止ができるように、防犯教室の開催や防犯キャンペーンを行います。
子どもの連れ去り防止事業	犯罪から子どもを守るため、児童へ防犯ブザーを配布するとともに、保護者への防犯教育を推進します。
地域防犯パトロール支援事業	自治会・町内会を主体とした防犯パトロールの支援など、地域住民と連携した防犯体制を推進します。
防犯灯 設置・維持管理支援事業	自治会・町内会が設置する防犯灯設置・器具取替・維持管理を支援し、犯罪抑止に努めます。
「見せるパトロール」事業	市民と市職員等による犯罪防止活動(防犯啓発マグネット掲示等)を実施することにより、犯罪の未然防止活動を推進します。
「かけこみ 110 番の家」照明灯設置事業	「かけこみ 110 番の家」に照明灯を設置し、防犯対策の向上を図ります。
青少年健全育成事業	地域一体となった青少年の非行を防止するため、青少年の健全育成活動推進団体を支援します。

(3) 交通災害から守るまちづくり

交通事故から市民を守り、子どもや高齢者も安心して外出できるようにするため、交通安全施設の整備、一人ひとりの交通安全意識の高揚、市民ぐるみの交通安全運動を推進します。

【主な事業】

事業名	事業概要
交通安全施設整備・維持管理補修事業	道路交通の安全性の向上及び交通事故抑止のため、カーブミラーや防護柵等の交通安全施設の整備・管理を進めます。
交通安全啓発事業	市民の交通安全意識の高揚を図るため、交通安全キャンペーンや街頭指導を行います。
小学生交通安全指導事業	小学生への交通ルール指導、交通安全意識の高揚を図るため、交通安全指導を行います。
あんしん歩行エリア整備事業	印場・瑞鳳地区内の交通安全環境向上のため、歩道や交通安全施設の整備を進めます。

取り組み方針

（環境変化）

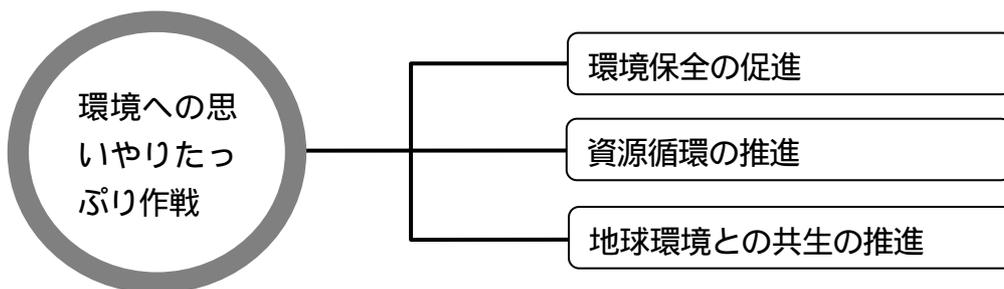
地球温暖化に代表される地球規模の環境問題が取りざたされる中で、本市は矢田川上流域として生活排水対策重点地域に指定され、自動車NOx・PM法による対策地域にも指定されています。そこで、より良い地球環境を将来の世代に残すための取り組みが急務となっています。そのために、環境負荷低減を基本とした資源循環型社会の実現に取り組むことが求められています。また、本市の特色である身近な自然環境を保全し、生物が生息できる環境を守ることが必要となっています。

（施策の方針）

いつまでも住み続けたいまちにするためには、人にやさしいと同時に環境にもやさしい、持続可能な都市にする必要があります。地球環境への負荷を極力減らし、自然環境を大切にす都市が、健康都市であると考えます。

そこで、地球環境問題に対応した省エネルギー対策、ごみの減量化・分別の徹底とりサイクルの推進、自然環境の保全と活用などの環境対策を推進するとともに、市民一人ひとりの環境問題に対する意識を高め、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促し、快適な生活衛生環境を目指します。

施策体系



施策内容と主要事業

（1）環境保全の促進

環境衛生

快適で衛生的な日常生活が営めるようにするために、雑草やごみの除去など身近

生活排水対策重点地域 県知事が指定する。共用水域の水質の汚濁を防止するために生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認められる地域。

自動車NOx・PM法 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。

資源循環型社会 廃棄物発生の抑制と適正な資源循環を促すことにより、天然資源の消費が抑制され、環境に与える負荷ができるだけ低減された社会をいう。

リサイクル 廃棄物など捨てればごみとして処理されてしまうものを資源として見直し、再利用すること。

な環境改善に取り組む市民活動を支援するとともに、適正なし尿処理、合併浄化槽の設置などを推進し、衛生環境の保全・改善を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
放置自転車撤去対策事業	市の景観保全、駐輪場の有効活用、歩行者の安全確保等を図るため、駅やバス停周辺に放置された自転車の撤去処理を推進します。
雑草除去支援事業	市民への草刈機の貸し出しを行い、街並み景観や生活環境を保全します。
下水道整備事業	快適で衛生的な生活環境の実現及び河川や海等の水質を保全するため、公共下水道の整備を図ります。
合併浄化槽設置促進事業	公共下水道事業認可区域外に合併浄化槽の設置を推進し、公共用水域の保全を図ります。
スズメバチ等駆除支援事業	スズメバチ等危険なハチ類の駆除費用の一部を補助し、安全・安心な生活環境を保全します。

公害のないまち

公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、地盤沈下、悪臭など）の防止対策を推進し、快適な日常生活を営むことができるように環境の保全を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
公害防止事業	市民の生活環境を維持するため、騒音、振動、悪臭などを監視・指導し、公害抑止に努めます。
ふん害防止事業	犬の散歩時のふんの処理を徹底し、ペットの飼い主のマナー、生活環境や衛生環境の向上を図ります。
河川水質の浄化推進事業	河川の水質浄化推進のため、生活排水クリーン推進員を通じた啓蒙活動を行うとともに、水質の監視を行います。

（２）資源循環の推進

環境への負荷低減を基本に資源循環型社会を実現するために、資源循環の必要性・重要性を理解し、市民総参加でごみの分別収集の徹底と資源のリサイクルの推進、リユース活動の推進などに取り組み、ごみの減量化と資源の有効利用を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
塵芥収集事業	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ等のごみ収集を行います。
資源ごみ等収集・処理事業	ごみのリサイクルを推進するため、適切な分別を図り、ごみの資源化を推進します。

生活排水クリーン推進員 それぞれの地域で、生活排水対策推進の担い手となって、水質保全、生活環境保全のための自主的な活動に取り組む、市長から依頼された市内在住のかた。

リユース 使用済み製品を回収し、製品や部品に適切な処置を加えることで製品・部品として再利用を図ること。

事業名	事業概要
資源ごみ回収団体活動奨励事業	各種団体が実施する資源ごみの回収活動を支援します。
生ごみ処理補助事業	生ごみのリサイクルを推進するため、生ごみの堆肥化容器・発酵用密閉容器・電動処理器の購入者に補助金を支給します。
リサイクル広場設置・運営事業	リサイクル活動を推進するため、リサイクル広場を設置し、ごみの排出を抑制します。
親子リサイクル教室	環境問題に対する理解を深め、一人ひとりが実践できることを学ぶ講座を開催します。

(3) 地球環境との共生の推進

自然環境の保全

市民の健康保持と快適な生活環境を確保するためには、本市の美しくうるおいのある自然環境を守ることが重要です。そのため、無秩序な開発などを防止し、緑地・水辺の保全、緑化等による緑の創出・育成、自然とふれあえる場づくりなどを進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要
自然林保全事業	良好な都市景観を保ち、自然豊かな環境を維持するため、松林等の自然林を保全します。
吉賀池湿地保全事業	市の天然記念物に指定された吉賀池湿地の環境を保全します。
緑化推進事業	魅力ある都市景観を創出するため、公共施設への緑化植栽等を推進します。
花苗植替・樹木移植事業	緑化重点地域の尾張旭駅前広場及び印場駅前広場にフラワーポットを設置し、市民からの樹木の提供があったときや公共施設の工事に係る樹木移動のときの移植を推進します。
保存樹 等保全助成事業	保存する必要がある樹木を保存樹又は保存樹林として指定し、維持管理に対し支援します。
水田景観形成事業	耕作放棄地の解消を図り、農地を美しく保全するために、コスモス・菜の花等の栽培への支援を行います。
家庭緑化推進事業	さつき展・盆栽展開催の支援を通して、家庭における緑化活動の推進を図ります。
生垣設置奨励助成事業	民有地の緑化推進を図るため、公道等に面している個所への生垣設置を支援します。
住宅取得記念樹事業	民有地の緑化推進を図るため、住宅取得者に記念樹を配布します。

地球環境の保全

自然環境や快適な健康づくりを持続するため、大量生産、大量消費型の社会経済活動や生活様式のあり方を見直し、日常生活、産業活動、社会基盤整備などあらゆる面で、循環型システムの構築や新エネルギーの導入推進など、環境負荷の低減に向けた対応や環境保全のための教育・学習・実践活動を進めていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要
家庭版環境ISO 推進事業	市民が環境に関する正しい知識や認識を持ち、環境負荷の少ない生活が送れるように家庭版環境ISOを推進します。
環境マネジメントシステム 維持更新事業	市の環境マネジメントシステムが継続的に改善され、行政事務全般に対し、積極的な環境保全対策を行います。
クリーンシティ推進ポスター・標語募集事業	小学校4年生を対象にゴミ減量等に関する作品展を開催し、循環型社会の必要性・重要性についての理解を深めます。
スポットガーデン整備事業	地域の環境美化を目的としたスポットガーデンを整備し、市民参加による自然環境保全運動を推進します。
水の有効利用促進事業	水の有効利用に関する啓発活動を通して、水資源の大切さへの理解を深めます。
公用車への低公害車 導入事業	公用車への低公害車導入を推進し、地球温暖化の抑止に努めます。



「天神川」の水質調査 何がいるかな？

新エネルギー 現在、エネルギー資源の主力として利用されている石油などの化石燃料や原子力に対し、新規に発見されたり、技術進歩により見直されるようになったエネルギー資源のこと。

家庭版環境ISO 環境マネジメントシステムの国際規格ISO14001をもとに、尾張旭市が独自に定めた環境認定制度。各家庭における環境対策への取り組みに対し、その取り組みが計画的に環境に配慮されていることが認められた場合には認定証を交付し、市民全体へ環境への関心を高めるとともに「環境にやさしい生活」を実行する家庭を増やす。

環境マネジメントシステム 企業や自治体などの組織が、経営方針の中に環境方針を採り入れ、その方針に基づいて実行計画を立て、環境に配慮した行動を組織的に取り組むための経営管理(マネジメント)システムのこと。

低公害車 エネルギー使用の合理化に関する法律に基づいて定められた燃費基準の達成車を指し、ハイブリッド車・天然ガス車・電気自動車・メタノール車・ガソリン車のうち「低燃費かつ低排出ガス認定車」等実用段階にあるものを指す。

4. 「健康都市」の普及・推進

世界基準の健康都市を目標とする本プログラムは、市民の健康を中心に据えた総合的なまちづくりを市民と行政が一体となって全市的な運動として展開することを目指すものです。

したがって、プログラムを推進するためには、市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むことが大切です。

また行政も、その総合力を発揮して効率的で効果的な施策展開を図ることが必要になります。

(1) 「健康都市」の普及・PR

市民ぐるみの活動として展開するために、健康都市の考え方を広く市民に理解してもらうことが重要となります。そのために、行政の持つ媒体を活用して積極的な広報活動を展開し、また、本市の取り組みを対外的にPRし、本市のブランドづくりを図るとともに、外部からの注目を集めることで、市民の関心を喚起する効果を引き出します。

【主な事業】

事業名	事業概要
WHO健康都市推進事業	WHO健康都市プログラムに基づき、みんなで健康づくりを実践し支えていくまち「健康都市」を総合的に推進します。
健康の日事業	健康に対する意識高揚を図るため、健康の日(4月29日)を広く市民に啓発し、各種事業を推進します。
「広報誌」発行事業	市政と市民をつなぐ情報誌として毎月2回広報誌を発行し、市政情報の共有化を図ります。
市ホームページ拡充事業	市政情報を迅速に提供するため、市のホームページの更新・拡充を図ります。
「市PR冊子」発行事業	市の基本的な情報、事業、施設などの最新情報をPRするための冊子を発行し、市政情報の共有化を図ります。

(2) 円滑で効率的な推進

健康都市の実現のために、行政の各分野の施策を連携しながらより効果の高い施策を効率的に推進します。そのために、健康都市づくりに向けた職員の意識を高め、行政評価制度に基づき、成果重視の事業の進行管理を進めるとともに、情報化等による事務の効率化とサービスの向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要
行政評価制度推進事業	本プログラムの基礎となっている第四次総合計画の施策や事務事業の評価を行います。
職員研修事務	市職員としての自覚と意識の確立を図るとともに、職員に必要な各種基礎知識と技能を習得するために効果的な研修を行います。
電子申請届出・施設予約システム構築事業	市民が自宅や職場などからインターネットを通じて各種の申請や届出、公共施設の予約ができるシステムの導入を図ります。
統合型GIS 開発事業	視覚的に捉えやすい地図形式で、都市基盤、産業、福祉等の行政情報を一元管理し、行政事務の効率化、市民サービスの向上を図ります。



「市民ジョギング大会」でスタートダッシュ(森林公園)

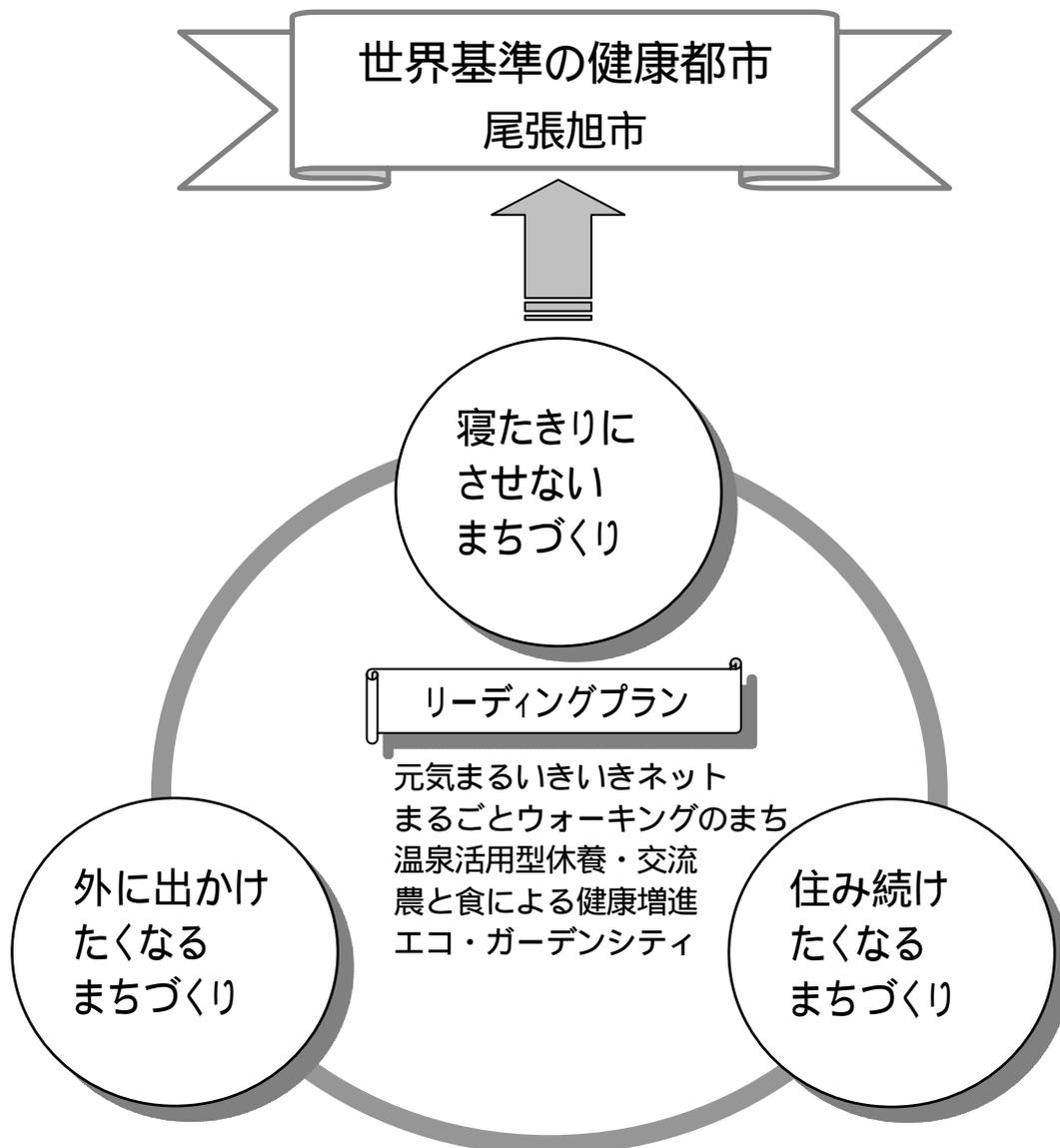
統合型GIS 行政の効率化と住民サービスの向上を図ることを目的とし、庁内LAN等のネットワーク環境のもとで、地方自治体を利用する地図データのうち、複数部課が利用するデータ(例えば道路、街区、建物、河川等)を共用空間データとして整備し、各課が相互に利用することができる庁内横断的なシステム。

第5章 健康都市リーディングプラン



尾張旭市が目指す「健康都市」をより効果的に具体化し、市民一人ひとりがいつまでも健康で、いつまでも住み続けたいくなるような健康都市の実現を先導するとともに、「世界基準の健康都市 尾張旭市」を内外にアピールするために、リーディングプランを設定します。

このプランは、本市に適した健康都市づくりのテーマを設け、関連する事業を連携して一体的に推進することにより、高い事業効果が期待される事業を、現時点でとりまとめたものです。したがって、今後もいろいろな事業を連携することにより、新たなプラン展開を図っていきます。



1 元気まるいきいきネット

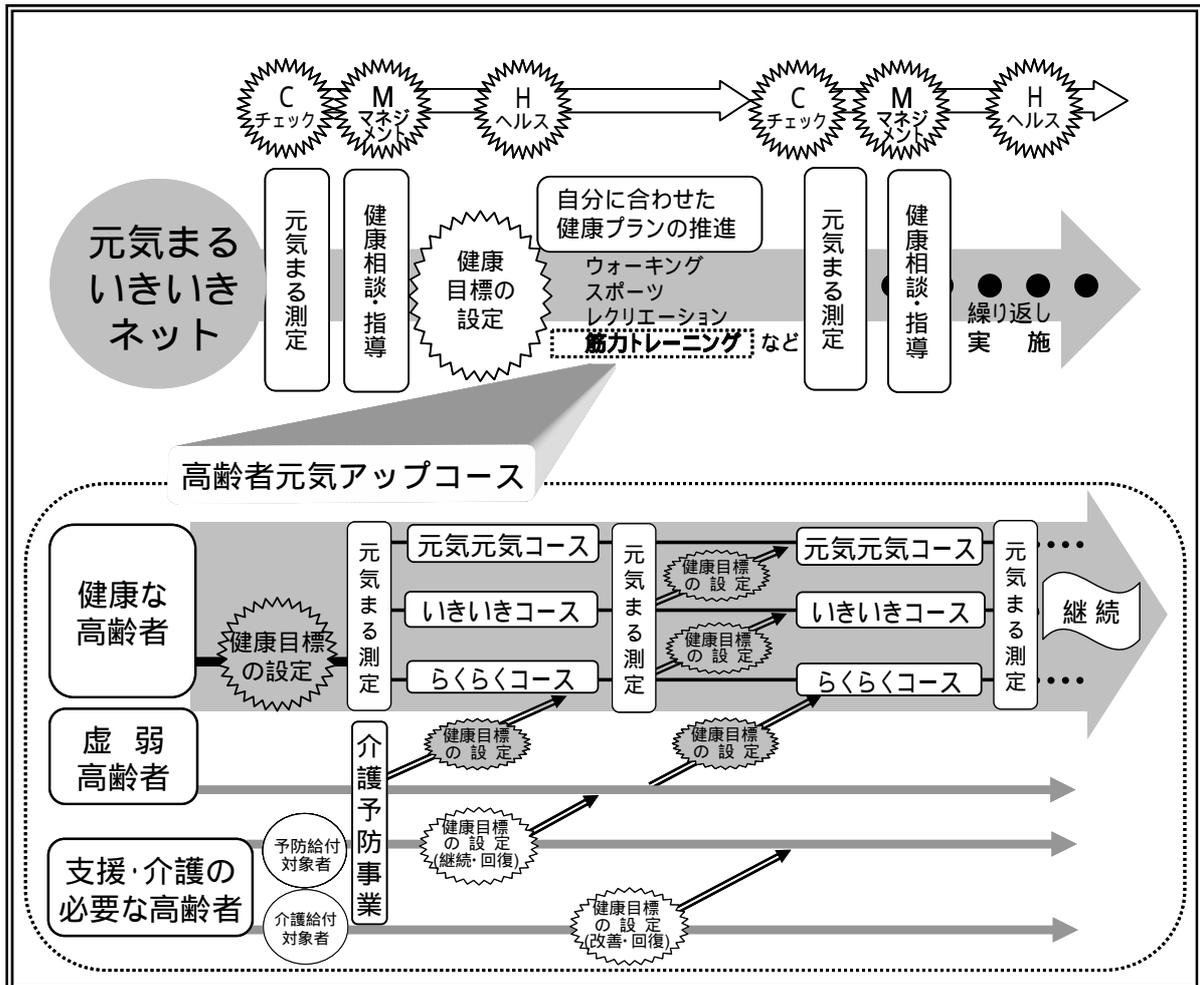
毎日を健康に過ごすためには、若者から高齢者まで市民一人ひとりの健康状態を把握し、その人の健康状態に合った健康づくりメニューの提供や適切なアドバイスが必要です。

そのため、「市民総元気まる事業」を中心に健康診査・体力測定（C：チェック）の実施 適切な相談・指導事業（M：マネジメント）の実施 健康づくり（H：ヘルス）への取り組みを繰り返し実施することにより市民の健康管理サイクルを確立します。

また、高齢者向けには、これらの事業を組み合わせることで介護不要の高齢者から介護が必要な高齢者まで、それぞれの状態に応じて積極的な体力向上から軽度な運動までのコースを設定し、元気回復・体力アップを支援します。

プランの構成	プランの概要
C：健康チェックの推進	若者から高齢者まで、各層に応じた健康診査や元気まる測定を実施し、市民一人ひとりが自分の健康をチェックできるように市民カルテを作成します。
M：健康指導の推進	健康診査や元気まる測定に基づき、個人の健康状態に応じた適切な健康づくりを推進するために健康相談・指導を実施します。
H：健康づくりの推進	健康相談・指導に基づき、市民一人ひとりが自分に合った体の動かし方（ウォーキング・スポーツ・レクリエーション）ができるような取り組みを支援します。
高齢者元気アップコースの展開	心身ともに元気な高齢者は、ますます元気になってもらうための積極的な体力維持向上を目指した「元気元気コース」、簡易な筋力トレーニングによる「いきいきコース」、介護認定者や要支援・軽度の障害のあるかたも含めた最初のステップとしての簡易なトレーニングによる健康増進を目指す「らくらくコース」など、それぞれに合ったコースを設定し、高齢者の元気アップを促進します。

[元気まるいきいきネットの推進イメージ]



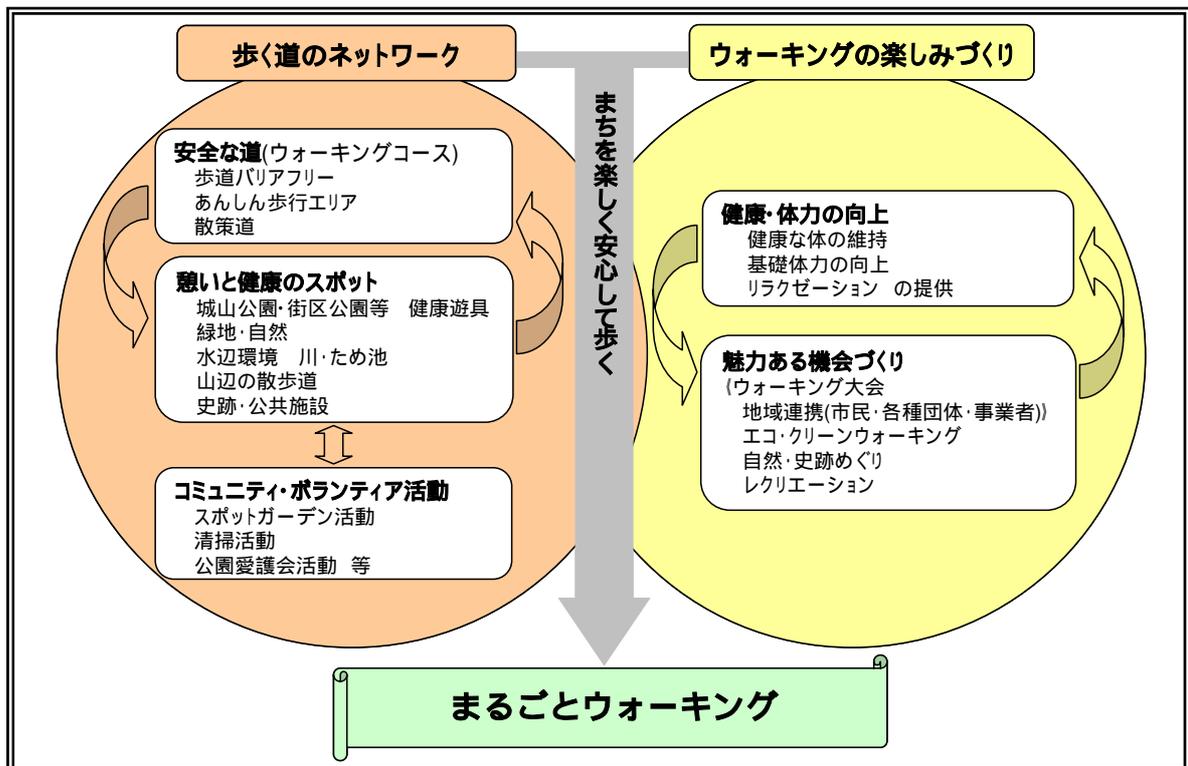
2 まるごとウォーキングのまち

日常的に歩く生活を取り戻すことは、健康づくりの基本となります。また、自動車への過度の依存から脱却して、ゆっくり歩きながらまちを楽しむことができれば、心にゆとりをもたらすとともにまちに対する愛着心を育むことができます。

そこで、ウォーキングを楽しむ市民を増やすために、安心して歩くことができる道のネットワークを市全域に広げるとともに、より多くの市民にウォーキングの魅力を実感してもらえるような憩いの空間や機会づくりを進めます。また、地域連携によるウォーキング大会も開催されており、ウォーキングによるまちづくり・仲間づくりも盛んに行われています。歩きながら本市をまるごと楽しめるようにすることで、市民とまちの健康を高めます。

プランの構成	プランの概要
歩く道のネットワークづくり	交通事故の心配が無く、安心して歩くことができる歩道、散策路のネットワークを全市的に形成し、楽しく歩くことができる環境を整備します。
憩いと健康のスポットづくり	散策途中の休憩や散策の目的地となる憩いのスポットとしての公園等を整備します。また、拠点となる公園には健康遊具を配置し、ウォーキングしながら気楽にトレーニングができる環境を整備します。
ウォーキングの楽しみづくり	多くの市民が、地域の連携や市主催などによるウォーキング大会に参加しています。ウォーキングを、手軽にだれもが楽しめる健康づくりの機会としてばかりでなく、「歴史」「環境」「自然」などをテーマとしたウォーキング大会など、多くの市民が興味を持ち、楽しみと感ずることができる魅力あるウォーキング大会の開催を推進するとともに、地域が連携して実施するウォーキングを支援します。

[まるごとウォーキングのまち推進イメージ]



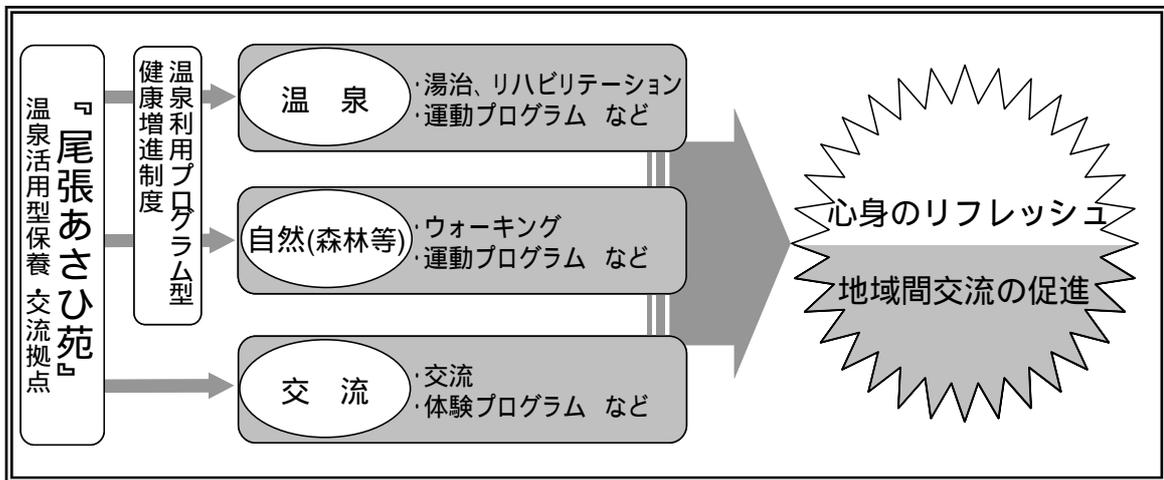
3 温泉活用型休養・交流

長野県阿智村の昼神温泉郷にある「尾張あさひ苑」は、市民の手軽な保養施設として、高齢者や家族づれに活用されています。温泉は古くから湯治 という形で人々の傷病の治療や健康の回復・増進に利用されてきており、温泉保養施設は健康都市を目指す本市にとって貴重な財産となります。

そこで、国の温泉利用プログラム型健康増進制度（平成15年7月2日、厚生労働省告示により健康増進施設認定規程の一部改正）で示されているように、温泉利用とともに周辺の自然環境や現地の社会資源も活用した健康プランの提供を進めます。

プランの構成	プランの概要
温泉活用リフレッシュの推進	「尾張あさひ苑」を手軽に利用できる保養施設として活用するとともに、湯治や温泉を活用した運動プログラムなど温泉を利用した健康増進プログラムを提供します。
自然体験交流の推進	「尾張あさひ苑」が立地する阿智村の自然環境や社会資源を活用して、さまざまな体験プログラムを提供します。

[温泉活用型休養・交流推進イメージ]



湯治 温泉地に長期(少なくとも一週間以上)滞留して特定の疾病の温泉療養を行う行為のこと。

温泉利用プログラム型健康増進制度 これまでの温泉利用型健康増進施設の認定基準のうち特に設備要件、指導者に関する要件を緩和し、国民が手軽でかつ気楽に利用できる温泉健康づくり施設を全国に幅広く普及し、「健康日本21」が目指す健康づくり目標の達成を図ることを目的に制定された制度。

4 農と食による健康増進

栄養バランスや食習慣の乱れなどが生活習慣病の要因の一つとなっており、健全な食生活を取り戻すことは、市民の健康づくりに欠かせない重要課題となっています。

そこで、安全な食の提供を進めるために、地元農産物の販売などの地産地消を推進します。

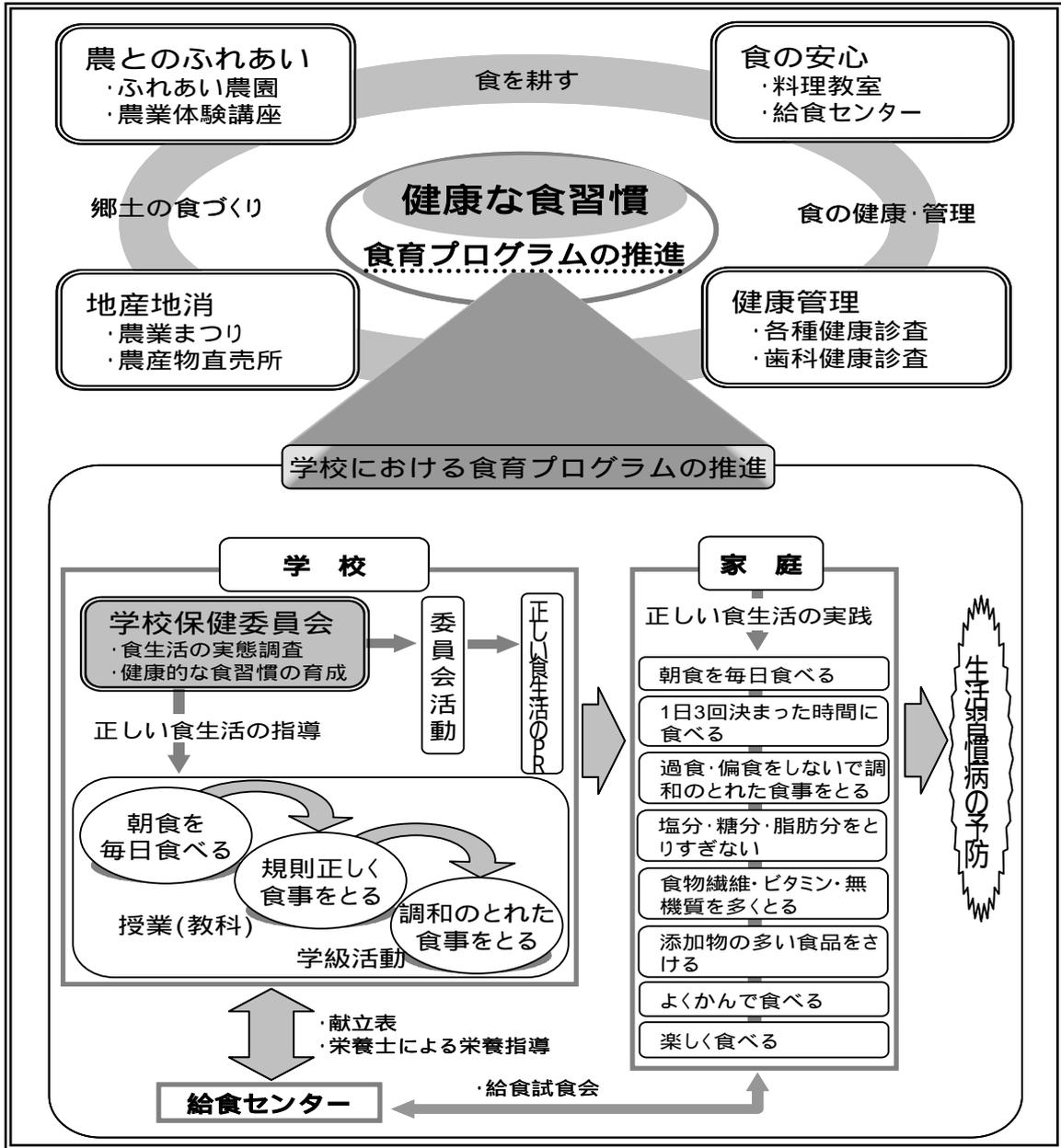
また、健全な食生活に欠かせない食に対する関心と知識を子どもたちから身に付けるために、学校教育を通じて正しい食の教育の推進を図るとともに、社会や家庭においても、規則正しい食習慣が身に付く子どもの育成を推進します。

プランの構成	プランの概要
農とのふれあいづくり	ふれあい農園等により農産物に対する関心を高める農業体験や地産地消を進める地元農産物の生産・販売を促進します。
健康な食習慣づくり	子どもたちから、健康な食習慣を身に付けるために、学校教育や学校給食を通じた正しい食の知識の習得と食習慣を身に付ける食育を推進するとともに、各家庭における規則正しい食生活の普及を図るために「食育プログラム」を推進します。
体や歯の健康づくり	健全な食生活に欠かせない体や歯の健康を守るために、各種健康診査や歯科健康診査などを推進します。



学校給食の献立選考会
「あったらいいな こんな給食」

[農と食による健康増進推進イメージ]



5 エコ・ガーデンシティ

地球の温暖化やエネルギー資源の枯渇問題など、地球規模での環境問題が深刻となっています。やすらぎとうるおいのある暮らしを持続させるには、地球環境から身近な自然環境までを含めた環境負荷の低減と身近な自然や緑の環境の再生・保全を推進する必要があります。

そのため、環境にやさしいライフスタイルの普及を図るとともに、公園・緑地の整備・保全、市民参加による緑の保全活動や環境美化活動を促進し、まち全体が環境に配慮した緑あふれるガーデンシティとなるような空間の整備を進めます。

構成プログラム	プログラムの概要
自然・緑の拠点づくり	北部地区に広がる豊かな緑や市内各地に分布するため池などを活用して、市民が気楽に豊かな自然とふれあうことができる拠点となる公園・緑地を整備します。
緑を育む活動の推進	家庭緑化、花壇づくり、スポットガーデンの維持管理など市民による緑の拡大・維持活動を展開し、市民の力でうるおいのある環境づくりを推進します。
エコライフの推進	環境マネジメントシステムの推進を図るとともに、各家庭においても家庭版環境ISOの普及などを通じ、地球環境への負荷の少ないライフスタイルの普及を推進します。

[エコ・ガーデンシティ推進イメージ]

